

# 能代市福祉商品券(プレミアム付商品券)取扱事業所の募集のご案内

募集期間：令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

能代市では、消費税・地方消費税率引上げが所得の少ない方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えることを目的として、プレミアム付の福祉商品券を販売します。この福祉商品券の発行にあたり、取扱事業所を募集します。

募集要項および裏面の取扱注意事項をご確認のうえ、ご登録くださるようお願いいたします。なお、ご登録されていない事業所では、福祉商品券を取扱いできませんのでご注意ください。

【問合せ先 能代市市民福祉部 福祉課 福祉商品券担当 TEL89-2152】

## 募集要項

1 発行総額	最大3億7千万円 ※1冊5千円分(額面1千円×5枚綴)を4千円で販売(対象者1人につき最大5冊まで)
2 申込期間	令和元年8月1日(木)～8月30日(金) (平日9時～17時) ※商品券購入者に配付する取扱事業所一覧に掲載します。
3 申込先	能代市市民福祉部福祉課、二ツ井地域局市民福祉課 (1) 申込書に必要事項を記入し、直接ご持参ください。 (2) 申込時にポスター、取扱説明書、換金申込書、取扱事業所番号を配付します。 ※電話またはFAXでの受付はしません。
4 申込資格	能代市内にあるすべての事業所。ただし、下記に該当する事業所は、対象外とします。 (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業所 (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業所 (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業所 (4) その他、市が不適当と認める事業所 ※支店・営業所等、換金を本社一括で行う場合でも各支店・営業所ごとに登録が必要です。
5 商品券使用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
6 商品券換金方法	受領した商品券と換金申込書を秋田銀行市内各支店(能代、能代南、二ツ井支店)へご持参ください。 (1) 換金期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月10日(火) (2) 手数料 無料(換金手数料等は一切かかりません。) (3) 換金方法 換金期間内に使用済み商品券を受付し、指定口座に振り込みします。 (4) 振込日 10日まで受付分は同月20日 20日まで受付分は翌月1日 ※1日、20日が休日の場合は、翌営業日となります。

取扱事業所名	取扱事業所番号(能代市記載欄)
	NO-

取扱事業所記入欄

令和 元 年 月 日

## 能代市福祉商品券(プレミアム付商品券)取扱事業所申込書

募集要項および取扱注意事項を確認のうえ、取扱事業所として申し込みます。

ふりがな	ふりがな		
取扱事業所名	代表者名		
住所	電話 ( ) -		
	FAX ( ) -		
所属	1 能代商工会議所 2 二ツ井町商工会 3 なし ※いずれかに○印	取扱事業所番号 (能代市記載欄)	NO-
業種	1 小売業 2 飲食業 3 サービス業 4 その他 ( ) ※いずれかに○印		

# 取扱注意事項

取扱事業所は、次の事項を遵守すること。

## 1 取扱事業所における注意事項

- (1) 使用期間を過ぎた商品券は、受け取らないこと。
- (2) 購入後の返品、現金との引き換えはしないこと。
- (3) つり銭は、支払わないこと。
- (4) 取扱事業所において、商品券の使用対象とならない商品券を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるように明示すること。
- (5) 商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため右上部分にハサミを入れ、未使用と使用済みの商品券の区分を明確にすること。
- (6) 商品券の裏面には、取扱事業所名と取扱事業所番号を記入すること。換金の際にこれらの記載がないものは、換金には応じられない場合があります。
- (7) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市へ通報すること。
- (8) 取扱事業所は、商品券を換金目的で購入しないこと。
- (9) 例えば、1人で10人分に相当する25万円分もの商品券を一度に使用するとした「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」があった場合は、使用者へ商品券の使用取消しについて協力を求めるとともに、市へ通報すること。
- (10) 商品券取扱ポスターは、わかりやすく見やすい場所に掲示すること。
- (11) 商品券の盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、市はその責任を負いません。

## 2 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 有価証券、切手、印紙、宝くじ、各種金券（ギフト券、ビール券、図書券、プリペイドカード等）等換金性の高いもの
- (2) 出資や債務、公租公課の支払（税金、振込手数料、市指定ごみ袋、電気・ガス・水道料、電話料金等）
- (3) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入（加熱式等のたばこを含む。）
- (4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る支払い
- (5) 土地購入費、家賃等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、商品券の交換または売買
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の購入
- (8) 特定の宗教または政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

## 3 その他ご不明の点がありましたら「能代市市民福祉部 福祉課 福祉商品券担当 TEL89-2152」へお問い合わせください。

## 4 商品券のデザインは以下のとおりです。

